

2020年 12月 14日

富山県知事 新田 八朗 殿

令和3年度県予算等の措置に関する要求書

社会民主党県連合

代表 菅沢 裕明

社会民主党富山県議会議員会

菅沢 裕明

井加田まり

岡崎 信也

日頃より、県民福祉の向上と富山県の発展に向けて、ご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、近年、集中豪雨被害など気候変動の影響による自然災害と被害が多発しています。さらに本年は想定を超える自然災害ともいえるコロナ禍を経験する中で、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた災害対策が県政の大きな課題となっています。

新年度予算要望にあたり、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、増大する自治体の財政需要に見合った地方の一般財源総額の確保は不可欠です。

県では、これまで職員数の削減・公の施設の民間移管・事務事業見直しなど、徹底した行財政改革により歳出削減を進めてきました。財源不足解消や公債費の減少など健全化への努力が強調されていますが、一方では、国施策により、行財政改革等の状況を反映して地方単独事業の経費が縮減され、財源保障が不十分であることから、依然として厳しい県の財政状況が続いています。

財政運営について知事は、「行財政改革待ったなし・効率的な行政・民間活力重視・デジタル革命による新成長戦略」といった方針を重点施策として打ち出されています。

一方で、全国に先駆けて少子高齢化が進行する富山県においては、県の役割として、これまで社会を支えてきた県民が老後を安心して過ごせるよう守っていく役割、様々な困難を抱えている生活弱者を救済する役割、そして、これからの社会を支える県民を育てていく役割が求められています。

県民要望の高い福祉や医療の拡充に向けて、過度に効率性や採算性を求めるのではなく、厳しい財政状況にあっても、「福祉の増進」に必要な予算については積極的に拡充し「支えあうセーフティネット」として継続していくことが重要です。さらに、少子高齢化への対応、子どもの人権侵害である児童虐待の防止、地方創生などに取り組む人材の確保や、大規模災害発生時の十分な職員派遣ができる体制の整備、防災体制の充実も課題です。

私たちは、今後の県政運営について、健全な県財政の確立を図りつつ、県民の切実な願いを受け止め、地方の公共サービス水準の維持・確保など、県民生活に重点を置いた、令和3年度の予算編成を要望いたします。

総合政策局	29項目
観光・交通振興局	22項目
経営管理部	11項目
生活環境文化部	11項目
厚生部	27項目
商工労働部	16項目
農林水産部	31項目
土木部	24項目
教育委員会	21項目
警察本部	14項目
企業局	8項目
計	214項目

＜総合政策局＞

1. 持続可能な地域づくりにむけた地方創生

- (1) 人口減少・少子化、地域の疲弊対策として取り組まれてきた「地方創生」事業であるが、東京一極集中や人口減少に歯止めがかからない現状が続いている。第2期「とやま未来創生戦略」に基づき、若者のUターン、定住促進等に力を入れ、中山間地振興策を重点的に推進すること。**(重点)**
- (2) 「地方創生関係交付金」事業の推進にあたって、施策を吟味し、執行率の悪いものについて、職員の配置、市町村や事業者との調整等に問題がないかなど、検討されること。**(重点)**
- (3) 「地方創生関係交付金」事業について、給付型の事業へ拡充できないか、国に働きかけること。**(重点)**

2. 人口減少対策

- (1) 本県への移住希望者に対し、県内状況の提供、受け入れから定住までを含めた、移住定住推進策を市町村と連携し強化すること。**(重点)**
- (2) U I J ターン就職や子育て中の女性の再就職、専門的知識・技術を有する高齢者などの就業を促進すること。＜再掲：商工労働部＞ P12
- (3) 厚生センター・心の健康センターの相談体制を強化し、自殺・虐待・DV被害の防止対策強化に努めること。また、市町村窓口との連携を強化すること。**(新規)**
＜再掲：厚生部＞ P11

3. 地域防災計画の見直し

- (1) 台風や豪雨による災害が全国で相次いでいるが、命を守る観点から災害時の対応について、県内自治体とともに防災対策の強化と、県民意識の向上を図ること。**(重点)**
- (2) 学校施設・保育所などの公的施設の耐震化を進めること。
- (3) 活火山法の改正がされたことから、火山防災協議会での検討を踏まえ、県地域防災計画の見直しを含む火山災害対策を推進すること。また、富山大学における火山研究の充実と専門家の確保を国に要請すること。
- (4) 津波地震対策として、家屋の耐震化支援を充実するとともに、必要な個所には津波避難タワーを設置するよう市町村と協議すること。

4. 原子力防災の充実

- (1) 原子力防災避難訓練について、参加住民の拡大、自家用車両・バスによる避難の本格的実施・渋滞対策、石川県からの避難の受け入れ、避難退域時検査の徹底、安定ヨ

ウ素剤の服用訓練など、より実態に即した実効性の高い訓練へと改善すること。**(重点)**

- (2) 原発立地県並みの「原子力安全協定」を北陸電力と締結すること。また、氷見市 以外の全市町村においても氷見市と同様に北陸電力との「原子力安全協定」締結を進めること。また、安全協定の締結前であっても、県の責任で原子力環境安全管理協議会を早急に設置し、北陸電力との間の説明と協議の体制を強化すること。
- (3) 危険な活断層が指摘されている志賀原発の再稼働を行わないよう北陸電力に要請すること。
- (4) 国の指示を待つことなくUPZを超える県内地域の原子力防災計画の見直しを積極的に進めること。

5. 消防政策の拡充

- (1) 高齢者が多く古い家屋が軒を連ねる住宅密集地での防火対策を強化すること。
- (2) 市町村と連携し、消防団員の確保に取り組むこと。

6. 平和行政・教育の推進

非核平和自治体宣言の趣旨に沿った施策を計画し、積極的に非核・平和行政を推進すること。また、「戦時下の暮らし展」の充実や・戦時中の実体験を伝える語り部の派遣や、修学旅行に広島・長崎・沖縄の選定を推奨するなど、戦争の悲惨さを子々孫々まで伝える平和教育に積極的に取り組むこと。〈再掲：厚生部、教育委員会〉 P11 P21

7. 私学助成の拡充

- (1) 本年4月から、私立高校授業料が、世帯年収590万円未満の生徒を対象に実質無償化されたが、公私間の保護者負担の格差解消に向けて、県独自に世帯年収910万円までに対象を拡大すること。さらに入学金や施設整備費等の負担を軽減すること。**(重点)**
- (2) 私立高校生の学費負担を軽減するため、学費軽減制度を拡充すること。特に生活困窮世帯への入学金補助を拡大すること。
- (3) 私立高校の教育設備を整備拡充するための補助を拡大すること。
- (4) 高校卒業後の就職先を確保するキャリア支援員制度を継続・拡充すること。
- (5) 経済的理由により、就学が困難な大学生等に対して、給付型奨学金制度を創設すること。また、貸与奨学金の返還困難者の実情に合った猶予制度や免除制度を設けること。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、就学困難な学生には、早急な対応を行うよう関連部局や各種団体等と協議すること。**(新規・重点)**

〈再掲：教育委員会〉 P21

8. 富山県武道館の整備

富山県武道館の整備については、計画を一時休止し、県内全域の地方創生を加速させる観点から、県民理解（県財政及び施設機能の重複など）を得て進めること。（新規）

9. 県立大学

県立大学富山キャンパス（看護学部）について、令和5年を目途に専攻科（保健師・助産師の養成）・大学院（前期修士課程）の開設準備が検討されているが、開設から2年目の現在においてすでに敷地及び校舎が狭く、受け入れ体制の整備が課題となっている。

敷地及び校舎の抜本的な拡充・整備、教授・指導者の確保等、早急な整備・拡充が必要であり、検討を進めること。（新規）

10. 企業における働き方改革

長時間労働是正に向けた働き方改革に取り組むよう企業に働きかけること。（重点）

11. 犯罪被害者支援の強化

犯罪被害者・被害者家族に対し、相談体制を強化するなど、支援策の充実を図ること。

＜再掲：警察本部＞ P22

<観光・交通振興局>

1. 観光行政の推進

- (1) 新幹線開業効果を持続・強化する観光施策を推進すること。また、隣県との連携も重視し、相乗効果を上げるよう取り組みを進めること。
- (2) 環水公園及び周辺施設とともに富岩運河水上ラインの魅力を発信し、経済効果が高まる施策を推進すること。また、県美術館周辺の歩道についてロードヒーティングなど冬期の来客サービスの向上や無電中化など周辺の環境整備を行うこと。(県民要望を踏まえて富山市と十分協議すること) <再掲：生活環境文化部・土木部> P8 P19
- (3) 「立山黒部」の開発計画を進めるにあたっては、環境への負荷が大きい大型開発ではなく、自然保護の重要性や、国立公園としての環境保全の観点を踏まえ、県民合意を得て慎重に進めること。<再掲・生活環境文化部> P7
- (4) コロナ禍の影響が大きい富山空港の維持に向けては、石川、福井、岐阜、長野等隣県との連携協力による広域観光や市町村間の連携、海外路線の再開・拡充と地方空港路線の連携など、観光面の広域連携を視野に地道に検討を進めること。(重点)
- (5) 富山県内の豊かな自然環境や観光資源を活かし、ものづくり産業と連携を強化し、グリーンツーリズムや産業観光を推進すること。

2. 地域公共交通の維持確保

人口減少・コロナ感染症による公共交通利用者が減少傾向にあることから、持続可能な公共交通を目指し、以下の要望に答えること。

- (1) 氷見線・城端線のLRT化を進めること。また、万葉線の乗り入れについて検討を進めること。(新規・重点)
- (2) 市町村が主体になり作成されている「地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画」を踏まえ、「富山県地域交通ビジョン」をさらに具体化し、県内広域にわたる県民の地域間移動について、市町村毎の計画を主宰して県内広域移動の「地域公共交通計画」とすること。
- (3) 「自家用有償旅客運送事業」については、旅客や運転者の安全確保や地域の交通事業者との十分な協議体制の確立など、この法律の附帯決議を遵守し、県内の各自治体に周知徹底すること。
- (4) 幹線バス、生活路線バス、市町村が運行するコミュニティバスやデマンド型公共交通に対する補助を継続・拡充すること。
- (5) 利便性の向上に努めること。
 - ① ICカードの統一化を進めること。

②とやまバスロケーションシステムの利便性向上を進めること。

ア. とやまバスロケーションシステムについて常時不具合の改修に努めるとともに、改良・拡充を図ること。

イ. とやまロケーションシステムの利便性を共有出来るよう、ケーブルテレビ会社との契約を進めること。

ウ. 公共施設・病院・駅・店舗等にデジタルサイネージを設置すること。

エ. バス経路にある学校・教育機関等へシステム周知を図ること。

③運行バスの小型化、高齢者に対応した経路の確保を進めること。

(5) あいの風とやま鉄道について

①安全輸送の確保

ア. 安全性の確保を図るには安定的な経営が肝心であることから、J R 西日本や国、県、市町村、民間企業による支援スキームを拡充し、鉄橋の改修などの安全面への投資を継続すること。

イ. J R 西日本からの専門的な知識を有する社員の十分な人数を確保するとともに、引き続きプロパー社員の専門的な教育訓練を徹底すること。

ウ. 冬期間の安全輸送の確保に万全を期し、十分な人員確保と技術継承を確立すること。

エ. 通勤・通学の利便性の確保・向上のため増便等(コロナ対策含む)に努めること。

②利便性の向上

ア. 富山市願海寺地区など新駅の設置を求める沿線住民の要望については、鉄道会社と地元市のみならず県としても真剣に受け止め検討を進めること。

イ. あいの風とやま鉄道との乗り継ぎ利便性向上のため、J R 高山線、城端線、氷見線の I C カード化を図るよう J R に働きかけること。また、同様に、路線バス及び軌道の I C カード化を図るため県内公共交通事業者の支援を行うこと。

ウ. 呉羽駅をはじめとして、駅の南サイドからの乗降を可能とすること。

③貨物輸送の確保

収入の約 40%を貨物線路使用料としているが、貨物輸送量の減少が経営を圧迫することが予想されることから、J R 貨物の輸送状況の把握に努めること。また、貨物列車のスムーズな運行を考慮すること。

(6) 不足しているバス・タクシー・トラック等自動車運転手の免許取得支援など、運転手の充足に努めること。〈再掲：商工労働部〉 P13

＜経営管理部＞

1. 県財政の充実と改善

- (1) 新年度予算編成にあたり、新型コロナウイルス感染予防対策と社会経済活動の両立に向けた施策の推進を強化すること。また、財政健全化に向けて、不要不急の大型公共事業を見直し、県民生活に密着した福祉・医療・教育予算を増額すること。
- (2) 国に対し、地方交付税は地方の固有財源であることを明確化するとともに、復元・増額を求めること。
- (3) 県単独事業における市町村負担金を廃止すること。

2. 機構改革について

機構改革を進めるにあたっては、県政課題が複雑化していることから、部局間の連携がスムーズとなるよう努めること。**(新規)**

3. 業務量に見合った適正な人員配置と処遇改善について

- (1) ますます複雑・多様化する県民ニーズに対応するには、県庁職員が健康で働き続けることができる職場環境が欠かせないことから、職員定数については、現状の超過勤務実態を改善し適正な人員配置とし、人員削減を優先しないこと。また、人員を軽視した無理な事業展開を行わないこと。**(重点)**
- (2) 想定される最大限の災害に対応できる防災対策人員を確保すること。
- (3) 試験研究機関においては、助手の正規採用など、継続的に研究業務が行える人員体制を確立すること。
- (4) 会計年度任用職員について、業務実態を反映した適正な処遇改善となるよう、期末手当の支給のみならず制度改正に伴う適正な勤務条件等の拡充に努めること。**(重点)**
- (5) 最低賃金を全国一律1,500円となるよう国に働きかけること。また、県庁臨時職員の賃金改定を1月1日から改善すること。＜再掲：商工労働部＞ P12
- (6) 障がい者福祉充実の観点から、県として法定雇用率達成以上の障がい者雇用を進めること。＜再掲：教育委員会、警察本部＞ P21 P21
- (7) 男性職員の育児休業の取得促進に努めること。**(新規)**

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度については、各市町村でのセキュリティ対策を検証するなど、より安全・安心な体制が確保できるような支援策を行うこと。

＜生活環境文化部＞

1. 消費者行政の充実

相談体制の充実に向け、消費生活相談員の正規職員化を図ること。また、報酬改善と人員増にかかる地方交付税措置の拡大を国に求めること。

2. ごみの減量化と資源化対策

ごみ減量化と資源化の取り組みについて、県内自治体や企業の取り組み状況について調査し、抜本的なごみ減量化施策を推進すること。また、プラスチックごみゼロを目指し減量化対策を推進すること。**(重点)**

3. 海岸漂着物処理について

(1) 沿岸市町に過度の負担を及ぼさないよう、海岸管理者である県の責任において対応すること。また、森林政策も含めた流木対策をとること。

＜再掲：農林水産部、土木部＞ P15 P18

(2) 細かく粉砕された葦などの漂着物の発生原因究明を行うこと。また、マイクロプラスチック漂流物対策及び海岸漂着物対策を強化すること。

(3) 富山市等で実施されている準用河川や用水路における網場設置事業に対して支援を行うこと。**(新規)**

(4) 環境や自然との共生を図る視点から、引き続き海岸漂着物に対する県民啓発を行うこと。

4. 立山の自然環境保全

(1) 「立山黒部」の開発計画を進めるにあたっては、環境への負荷が大きい大型開発ではなく、自然保護の重要性や、国立公園としての環境保全の観点を踏まえ、県民合意を得て慎重に進めること。＜再掲：観光・交通振興局＞ P4

(2) 米軍の垂直離着陸機オスプレイの訓練飛行ルートに中部山岳国立公園である立山・黒部上空が含まれているが、風の強い高山帯での事故及びイヌワシやライチョウの生息地の環境破壊への危険性が懸念されることから、国に対し中止を求めること。

(3) 自然保護団体が実施している立山アルペンルートでの外来植物除去作業やブナ活力度調査への支援を継続・強化すること。

(4) 林道有峰線の整備計画を再検討するとともに、有峰の地域を富山県希少野生植物保護条例に基づく「生息地等保護区」に指定し、有峰地区の生物多様性の確保を図ること。**(新規)**

5. 食品ロス

食品ロス問題についての施策を引き続き推進すること。＜再掲：農林水産部＞ P16

6. 地籍調査の推進

進捗率が悪い地籍調査について、「第7次国土調査事業十箇年計画」により、地籍調査の円滑化・迅速化が課題となっており、県として市町村支援を強化すること。また、調査休止の市町村についても調査再開となるよう、国に対し、人員配置に向けた財源確保などについて働きかけること。**(新規)**

7. 観光行政の推進

環水公園及び周辺施設とともに富岩運河水上ラインの魅力を発信し、経済効果が高まる施策を推進すること。また、県美術館周辺の歩道についてロードヒーティングなど冬の来客サービスの向上や無電中化など周辺の環境整備を行うこと。(県民要望を踏まえて富山市と十分協議すること) <再掲：観光・交通振興局、土木部> P4 P19

＜厚生部＞

1. 新型コロナウイルス感染予防対策

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期すためにも、無症状でも必要な人に適正な時期に検査が実施できるよう、県の検査対応能力をさらに拡充すること。**(新規)**
- (2) 感染症病床の維持・確保、重傷者対応のICU病床の確保など、医療提供体制の整備拡充に引き続き取り組むこと。**(新規)**
- (3) 厚生センター（保健所）の相談業務や検査機能の拡充など、公衆衛生行政の推進のため、人員体制を確保・拡充すること。**(新規)**
- (4) コロナ禍で、雇用不安や経済的打撃などの影響が大きいひとり親家庭、派遣・非正規・アルバイト等に従事する生活困窮世帯に対し、県独自の給付金制度を創設すること。**(新規)**

2. 社会保障制度の拡充

- (1) 社会保障制度の充実と安定に向けて財源の確保を確実に行うこと。その際、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）はもとより、障がい者施策、貧困・低所得者・格差対策などについても対応するよう国に働きかけること。
- (2) 国民健康保険制度が都道府県単位化されたが、保険料の負担軽減など安定的な財政運営となるよう国に対して財源確保を引き続き求めること。**(重点)**

3. 県単独医療費助成制度の拡充について

- (1) 県と県内自治体を実施している「こども医療費助成制度」の県による補助対象は、3歳までの通院、未就学児までの入院となっているが、県内の全自治体で県の基準に上乘せして助成しており、各自治体の負担が大きくなっている。県の制度の引き上げを検討すること。**(重点)**
- (2) 本年10月より、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者で、65歳未満約200人を対象に医療費無料化が実施されている。精神障がい者の多くは、就業できず、家族と同居し、極端に低収入であり、家族は経済的に追い込まれても、生活を支え続けている現状の中、2級・3級の手帳保持者まで支援の対象を拡充すること。**(新規)**

4. 生活困窮者対策の充実

- (1) 生活困窮者自立支援制度の趣旨に沿った制度について、県として部局横断的な総合支援体制を構築すること。また、相談体制や就労支援に関しては、業務に当たる支援員の育成に努めること。

(2) 生活保護行政において、「相談件数」と「申請手続き開始件数」との間に大きな「差」が生じているが、できるだけ支援が行えるよう相談に応じること。

(3) 自立相談支援事業の相談窓口である県・市の連携を強化し、相談・支援体制の整備・拡充を図ること。

5. 障がい者福祉の拡充

当事者のニーズに応じて地域福祉サービスが行えるよう、障がい児・者の「暮らしの場」や地域生活に必要な支援体制について、グループホームや入所施設・通所施設の拡充と福祉人材の確保を図ること。

6. 児童相談所の体制強化について

(1) 児童相談所の相談業務の増加や、児童福祉法改正に対応する児童福祉司、児童心理司、保健師、看護師等の増員が必要となっている。正規職員での採用を図るなど、児童虐待対策を強化すること。**(重点)**

(2) 老朽化し狭隘となっている富山児童相談所について、できるだけ早期に建て替えが進むよう、富山児童相談所のあり方と方向性を早急に検討すること。**(新規)**

7. 地域医療の確立に向けた「地域医療構想」の推進

(1) 「地域医療構想」策定にあたっては、感染症病床の確保、救急搬送の受け入れや診療体制の充実、医療と介護の連携など、地域の実情に沿って必要な病床数を確保すること。**(重点)**

(2) 地域医療は県民の生命・健康に直結する必要不可欠な基礎的公共サービスであり、その中核を担う県内の自治体病院の直営を堅持すること。また、赤字や採算といった経営面のみを理由に再編・統合・経営形態変更の議論を進めないこと。

(3) 消費税率引き上げが、県内公的病院等の運営及び経営に過度な負担を及ぼさないよう、地方交付税措置の拡充などを国に求めること。

(4) 医師不足による産科・小児科・救急医療などの医療圏間の格差の是正に向け、県内公的病院において研修医の確保に努めること。また、二次及び三次救急医療機関における医師・看護師等医療人材の確保・増員等への支援を強化すること。**(重点)**

(5) 安心してお産に臨めるよう、各医療圏毎に「産科医療センター」及び、「産後ケアセンター」の設置を検討すること。**(新規)**

8. 介護サービスの維持・改善

(1) 介護職員の処遇改善で雇用の定着を図ること。また、専門性を有する介護人材の養成に向けて、県内大学や専門学校、県立技術専門学院においても育成を強化すること。**(重点)**

(2) 介護の重度化予防や認知症の早期治療につながる要支援者への訪問・通所サービスを維持拡充すること。また、要支援認定者の利用者の減少や介護報酬引き下げにより小規模事業者の運営を圧迫することがないように必要な支援を行うこと。

(3) 介護労働者の離職防止と人材確保のため、介護職員処遇改善加算を確実に介護労働者の給与に反映させるよう、事業者を指導すること。また、適正運営が行われるよう監査を強化すること。引き続き、負担軽減につながる補助装置の配備について、積極的に支援すること。

9. 保育の改善

(1) 少子化対策の重要な柱である保育制度については、子どもの幼児教育・保育のさらなる向上のために、実施主体である地方自治体と関係者の意見を十分に反映させ、国の責任において確実な財源補償と保育人材育成について国に対し要請すること。

(2) 保育士の配置基準については条例において国以上の基準を設け、十分な人員を確保すること。また、配置にあたっては、保育所において臨時職員の配置が常態化している現状を改め正規職員の増員で対応するよう、保育の実施主体となる市町村に対し指導・支援を行うこと。

(3) 共働き世帯の増加や核家族化を要因として、「子ども・子育て支援制度」が導入されたが、人員確保を前提(賃金等の改善)とした放課後児童クラブ等の学童保育体制を充実すること。

10. 病院・介護施設の再生可能エネルギー利用

病院・介護施設の再生可能エネルギー(太陽光など)と蓄電池設備の設置を支援すること。(重点) <再掲：商工労働部> P13

11. 子育て支援の充実

(1) 子育て応援券を「誕生お祝い金(ハッピーバースディ券)」とし、一律5万円に引き上げること。(新規・重点)

(2) 厚生センター・心の健康センターの相談体制を強化し、自殺・虐待・DV被害の防止対策強化に努めること。また、市町村窓口との連携を強化すること。(新規)

<再掲：総合政策局> P1

12. 平和行政・教育の推進

非核平和自治体宣言の趣旨に沿った施策を計画し、積極的に非核・平和行政を推進すること。また、「戦時下の暮らし展」の充実や・戦時中の実体験を伝える語り部の派遣や、修学旅行に広島・長崎・沖縄の選定を推奨するなど、戦争の悲惨さを子々孫々まで伝える平和教育に積極的に取り組むこと。<再掲：総合政策局、教育委員会> P2 P22

＜商工労働部＞

1. 雇用対策の推進

- (1) U I J ターン就職や子育て中の女性の再就職、専門的知識・技術を有する高齢者などの就業を促進すること。＜再掲：総合政策局＞ P1
- (2) 企業ニーズを踏まえ、就労支援を行う技術専門学院の学科強化や授業に必要な設備を充実すること。また老朽化した校舎の営繕を改善すること。
- (3) 非正規労働者の正規化を促進するとともに、県内企業の動向を把握すること。さらに明らかとなる問題点について公表し、「同一価値労働・同一賃金」を基本とした労働政策の実現に向けて取り組むこと。
- (4) 勤労者の暮らしにかかるサポート事業ならびに勤労者の経済的地位向上と福祉の増進をめざしている富山県信用基金協会への支援を拡充すること。
- (5) 「就職氷河期世代」の雇用状況について実態把握するとともに、具体的な雇用安定支援を強化すること。**(重点)**
- (6) 最低賃金を全国一律 1,500 円となるよう国に働きかけること。また、県庁臨時職員の賃金改定を 1 月 1 日から改善すること。＜再掲：経営管理部＞ P6
- (7) 「富山県事業持続化・地域再生支援金」制度をさらに延長・拡大・強化すること。**(新規)**

2. 障がい者雇用の促進

- (1) 公務職場において、差別禁止と合理的配慮が適切に実施されるよう、必要な体制と予算の確保を行うこと。また、各自治体の障がい者雇用の推進を支援すること。
- (2) 障がい者雇用率達成に向け、未達成企業を公表し、指導を強化すること。併せて、障がい者が働きやすい職場の環境整備など、企業に対する啓発を進めること。

3. 中小商工業の振興と人材育成

- (1) 富山県の基幹産業である製造業の技術・技能の継承に向けて、県内中小企業人材マッチング促進事業を強化するとともに、職業訓練の充実など人材育成を図ること。**(重点)**
- (2) 中小企業支援ファンドを活用する事業が小規模事業者にとって使い勝手のいい事業になるよう取り組むこと。
- (3) 中小企業労働者の福利厚生的一端を担う中小企業勤労者福祉サービスセンターの広域化や事業の活性化に向け、県として積極的に取り組むこと。

4. 再生可能エネルギー活用の推進

- (1) 県再生可能エネルギービジョンに基づく施策を推進すること
- (2) 病院・介護施設の再生可能エネルギー(太陽光など)と蓄電池設備の設置を支援すること。**(重点)** <再掲：厚生部> P11
- (3) 住宅用太陽光発電システム導入や蓄電池の設置など、環境に配慮と災害に強いエネルギーを推進するため、県独自の助成制度を新設すること。
- (4) 地域環境に配慮した再生可能エネルギーを軸とした地域循環型の産業形成を図ること。**(新規)**

5. 運転手の充足支援

不足しているバス・タクシー・トラック等自動車運転手の免許取得支援など、運転手の充足に努めること。<再掲：観光・交通振興局> P5

＜農林水産部＞

1. 農業の基盤の安定について

- (1) TPP11、日米貿易協定、日欧EPAにおける富山県農業に与える影響を再試算し、政府からの支援策を求めるとともに、富山県としての農業振興策をさらに推進すること。
- (2) 生産調整見直しに伴い、需給バランスを保つため、生産調整や過剰米対策など、県が中心となって取り組みを進めること。
- (3) 「富山県主要農作物種子生産条例」の運用状況を把握・公表し、全国一の種もみ県として、旧種子法廃止前と同じように種子の品質の確保と安定した生産・供給が可能となるよう体制を維持すること。**(重点)**
- (4) 園芸作物生産の安定に向けて、食料自給率の向上はもとより、品目別の集荷施設等の設置や農業機械のリース導入など、ハード面の整備を支援すること。また、販路の拡大を図ること。**(重点)**
- (5) とやま農業未来カレッジを充実させ、新規就農者や農業後継者への支援をさらに促進すること。
- (6) 循環型農業の推進、近隣農村と都市部の消費者の交流に努め、地産地消を推進すること。**(重点)**
- (7) 耕作放棄地対策として、引き受け農業者に対し作付・加工・販売などに対する支援を充実すること。また、条件不利地域に対しても十分な支援策を拡充すること。
- (8) 富富富については、生産者の意欲を高めるよう、生産者への指導をていねいに行い、価格を安定させるよう引き続き取り組むこと。

2. 環境にやさしい農業と食の安全・安心の推進

- (1) 輸入農産物の残留農薬・遺伝子組み換え食品などの安全性の確認体制を確立すること。
- (2) 県産農産物の安全性を高めるため、トレーサビリティのデータ化を進めるとともに、GAP（農業生産工程管理）やHACCP（危害分析重要管理点）などの導入促進を行うこと。
- (3) 食品添加物や遺伝子組み換え食品に関する情報開示を行う指導強化すること。
- (4) 引き続き、高病原性鳥インフルエンザやASF（アフリカ豚熱）、CSF（豚熱）など家畜伝染病予防の防疫体制を強化すること。

3. 森林・林業の振興

- (1) 県産材利用の数値目標を設定し、啓発事業を行うなど木材自給率の向上を図ること。また、林業の生産性を向上させるため林道整備を推進すること。
- (2) 公社営分収林事業について、県民や森林所有者に犠牲を転嫁しないよう将来構想を策定すること。
- (3) 林業担い手の確保への支援の強化に向けて、林業大学校を開設すること。
- (4) 県民参加の森づくりを一層推進すること。
- (5) 優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の全国的な普及促進を図ること。また、その普及拡大を引き続き推進すること。
- (6) 海岸やダム湖に漂着する流木をバイオマス発電に活用すること。
- (7) 沿岸市町に過度の負担をおよぼさないよう、海岸管理者である県の責任において対応すること。また、森林政策も含めた流木対策をとること。

＜再掲：生活環境文化部、土木部＞ P7 P18

4. 水産業の振興

- (1) 栽培漁業の振興、内水面の活性化、藻場の育成等を進め、漁場環境の保全と漁業生産力の拡大、ブランド化を図ること。
- (2) 県産魚介類の学校給食への普及を拡大すること。
- (3) 漁業担い手を確保し育成すること。
- (4) 回遊魚を中心に、品目ごとの放射線量のサンプル調査を行い、食物連鎖による放射性物質濃縮についての監視を行うことにより、安全性・信頼性を担保すること。
- (5) 小型クロマグロの漁獲規制については、定置網漁業従事者が不利益とならないよう引き続き努力すること。
- (6) 漁業法改正を受け、県内の定置網漁業を中心とした県内漁業の活性化を図ること。

(重点)

5. 中山間地対策の推進

- (1) 中山間地活性化指針等に基づき、農林防災の観点からも限界集落や耕作放棄農地等の実態把握を進め、地域の実態や住民の要望が反映された施策を確立すること。
- (2) 集落営農組織の設立が困難な地域には、J Aなどとの連携を図りながら、その設立を支援すること。また、高齢化や人口減少等が著しい集落の活動体制の維持・強化を図ること。

(3) 中山間振興については、地域における一定の生活基盤となる利便性を確保するとともに、小水力発電などの再生可能エネルギーの導入や農産物・水産資源養殖などの産業が活性化できるよう総合的に進めること。

6. 鳥獣被害対策について

イノシシ等による農作物被害については、販売作物以外への被害や農業施設への被害や生息実態調査を継続して行うとともに、電気柵による侵入防止については労力負担の少ない耐雪型侵入防止柵（金網柵）を推進するとともにジビエとしての消費をより進めるため解体施設の増設や移動式解体処理車配置の助成を図ること。

また、5G、ICT、AIを積極的に活用すること。**(重点)**

7. 食品ロス

食品ロス問題についての施策を引き続き推進すること。＜再掲：生活環境文化部＞P7

8. GI制度

GI制度の積極的推進・ブランド化に取り組むこと。**(重点)**

<土木部>

1. 生活関連公共事業の重視による安全・安心な県土の保全

(1) 洪水対策

- ① 台風や豪雨被害による減災対策として、1級水系では、利水ダムの有効貯水容量を活用した事前放流など、国・県・利水者との「治水協定」に基づく運用が打ち出されている。今後、2級水系においても同様に、関係者の理解を得て実施すること。**(重点)**
- ② 県内自治体が現在取り組んでいるハザードマップの活用と理解の促進、徹底を図り、県と市町村が行動計画を共有し、的確な情報提供を行うホットライン体制を構築すること。また、タイムラインと両輪となる県・市町村のホットライン構築をすすめること。さらに県と市町村の情報共有と検討テーブルとなる対策協議会において適時協議を進めること。**(重点)**
- ③ 県管理の41の水位周知河川以外においても、地域住民の生命を守るため「洪水浸水想定区域図」の策定について、検討すること。**(重点)**
- ④ 近年、大規模災害により、安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、防災・減災対策を加速するための財源を確保すること。**(重点)**

(2) 河川整備

恒常的に浸水被害のある県管理河川について、堤防強化や河道浚渫など、整備を前倒しで進めること。また、農地防災の観点から排水路などの整備・対策を進めること。

(3) 地すべり・急傾斜地対策、砂防事業・治山事業など、県民の暮らしの安全・安心に関連した公共・県単独事業予算を確保すること。

(4) 老朽化した消雪パイプの更新・通学路の除雪対策など必要な融雪機能強化や除雪対策等の地域密着型の事業の拡充を図ること。**(重点)**

2. 不要不急の大型公共事業の抜本的見直し

(1) 利賀ダム建設を見直すこと。

(2) 河川堤防の補強・河道の浚渫・流域森林の保全・既設各種ダムの活用等の総合的な治水対策を強化すること。**(重点)**

3. 直轄事業負担金制度の見直し

国に対し、直轄事業費負担金制度の早急な廃止を求めること。また、直轄・補助事業の財産処分に伴う財産権に係る不均衡制度を見直すこと。

4. 公正な公共事業の推進

- (1) 下請け中小企業への受発注の実態を把握すること。また、公契約の適正な運用とそこで働く労働者が、その報酬により生計が維持できることを基本とした「適正な賃金水準」確保のため一定の基準を設けること。
- (2) 公共事業の発注にあたっては、工事を細分化し、県内中小企業が受注しやすいよう配慮すること。
- (3) 工事発注をめぐっては入札「不調」などの事態が増えていることから、引き続き社会情勢の変化に伴う対策を行うこと。

5. 伏木富山港の整備の促進

- (1) 災害時における港湾労働者の津波による避難施設や避難経路の安全確保策を検討すること。また、観光船も寄港しており、県として具体的な避難経路や避難場所を示し、訓練をさらに充実すること。また、訓練に協力するよう事業者に対して、要請すること。
- (2) 日本海側の総合的拠点港に指定された伏木富山港については、富山、新湊、伏木3地区の均衡ある整備を推進すること。
- (3) 既存設備の有効活用を促進するとともに、近年の船舶の大型化に対応できるよう、必要な港湾施設(旅客ターミナルなど)の整備を図ること。
- (4) 産業基盤としての伏木富山港の維持とコロナ禍収束を見据えたポートセールスの一層の推進について、関係機関への働きかけを進めること。
- (5) 老朽化が目立つ伏木港・富山新港・富山港の整備を引き続き促進すること。特に富山港については港湾機能強化の観点から、2号岸壁を早急に行うよう国に対して働き掛けること。
- (6) 伏木富山港新港地区国際物流ターミナル・ガントリークレーン#1については、通算稼働年数が29年を経過し、経年劣化による保守系費が増加傾向にあることから、荷役機能の拡充に向けて更新すること。
- (7) 港湾設備使用料の適正化を図るよう国に働きかけること。(新規)

6. 海岸漂着物処理について

沿岸市町に過度の負担をおよぼさないよう、海岸管理者である県の責任において対応すること。また、森林政策も含めた流木対策をとること。

＜再掲：生活環境文化部、農林水産部＞ P7 P15

7. 陸砂利採取について

地下水の枯渇と汚染を引き起こす原因になっている陸砂利採取については、県とし

て規制と管理監督を強化すること。(重点)

8. 環水公園等の整備について

環水公園及び周辺施設とともに富岩運河水上ラインの魅力を発信し、経済効果が高まる施策を推進すること。また、県美術館周辺の歩道についてロードヒーティングなど冬期の来客サービスの向上や無電柱化など周辺の環境整備を行うこと。(県民要望を踏まえて富山市と十分協議すること)

＜再掲：観光・交通振興局、生活環境文化部＞ P4 P8

＜教育委員会＞

1. 教職員の多忙化解消と教職員の増員

- (1) 30人以下学級の実現を目指し、当面は35人以下学級をすべての小中学校全学年で実施すること。また、小中学校の特別支援学級及び特別支援学校高等部の定員を6人に減じ、必要な教員の増員を行うこと。**(重点)**
- (2) 小学校の英語を中心とした専科教員を増員すること。**(新規)**
- (3) 県の「教育職員の給与等に関する措置条例」の第7条に基づき、教職員の超過勤務時間が月45時間、年間360時間以内となるよう、「とやま学校働き方改革推進プラン2020」に基づく実効性のある取り組みを行うこと。**(新規)**
- (4) 文部科学省から発出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を踏まえ、2023年度からの部活動の地域移行が円滑に行われるよう、地域スポーツ・文化環境の整備について関係団体等との協議を進めること。**(重点)**

2. サポート人員の拡充

新型コロナウイルス感染症防止等のため、スクール・サポート・スタッフを来年度も全公立学校に配置すること。また、部活動指導員の県内全中学校への複数配置や、学習指導員の増員を行うこと。**(重点)**

3. 特別支援教育の充実

- (1) 特別な支援を要する児童生徒の教育を充実させるため、通級指導教室を増設すること。また、通級指導教員の兼務の解消を図ること。
- (2) 特別支援学校の児童生徒の障害の重度化への対応や、新型コロナウイルス感染症防止のため、介助員及び給食配膳員の配置を拡大すること。
- (3) 特別支援学校の実習教員・現業職員・寄宿舎指導員の人数を確保すること。
- (4) 特別支援学校の設置基準が設定されることや、新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえ、普通教室が不足している校舎の改善や特別教室の増設を行うこと。また、老朽化した施設の計画的な改修を行うこと。**(新規)**
- (5) 特別な支援を要する生徒に対して開かれた進路が保障されるよう、県立高等学校で入学者選抜等での合理的配慮を行うなど、支援体制の充実を図ること。

4. いじめ・不登校対策の強化

悩みや問題を抱える児童生徒のために、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等の配置を拡充すること。また、高等学校のスクールソーシャルワーカーを増員すること。

5. 高等教育等の充実

- (1) 経済的理由により、修学が困難な大学生等に対して、修学を保障するため給付型奨学金制度を創設すること。また、貸与奨学金の返還困難者の実情にあった猶予制度や免除制度を設けること。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、修学が困難になった学生には、早急な対応を行うよう関連部局や各種団体等と協議すること。

＜再掲：総合政策局＞ P2

- (2) 定時制高等学校や私立高等学校に進学する生徒に対して、支援体制の充実を図ること。

6. 県立図書館及び図書館教育の充実

- (1) 生徒の自主的な学びを支援するため、全ての県立学校に専任の学校図書館司書を配置するなど、図書館教育の充実を図ること。また、市町村立学校における図書館教育をより一層充実させるよう市町村教育委員会に働きかけること。**(重点)**

- (2) 県立図書館の整備に向けて検討を始めること。**(新規)**

7. 学校給食の安全性の確保

- (1) 学校給食に使われる全ての食材について、流通段階で放射線量を測定し、数値を公表すること。また、一定量の放射線が検出された場合、使用の可否については国の暫定基準ではなく、より厳格に判断するよう県独自の基準を設けること。

- (2) 食育基本法に基づいた、小中学校での食育の推進や、学校給食における地場産食材の活用を推進するよう市町村教育委員会に働き掛けること。

8. 非正規教職員の処遇改善

正規職員と変わらぬ仕事をしている臨任講師について、年齢や経験を踏まえた給与の支給など、処遇改善を行うこと。また、公立学校で働く会計年度任用職員の処遇改善を行うこと

9. その他

- (1) 一年単位の「変形労働時間制」は教職員の長時間勤務の改善が確認されるまでは条例化しないこと。**(新規)**

- (2) 障がい者福祉充実の観点から、県として法定雇用率達成以上の障がい者雇用を進めること。＜再掲：経営管理部、警察本部＞ P6 P22

- (3) ハラスメント防止（特にパワーハラスメント）の取り組みを推進するよう市町村教委に働きかけること。**(新規)**

- (4) 非核平和自治体宣言の趣旨に沿った施策を計画し、積極的に非核・平和行政を推進すること。また、「戦時下の暮らし展」の充実や・戦時中の実体験を伝える語り部の派遣や、修学旅行に広島・長崎・沖縄の選定を推奨するなど、戦争の悲惨さを子々孫々まで伝える平和教育に積極的に取り組むこと。＜再掲：総合政策局、厚生部＞ P2 P11

＜警察本部＞

1. 安心・安全な地域づくり

- (1) 小中学生に対する防犯・安全教育を充実すること。
- (2) 薬物乱用防止対策を徹底し、県民に広く啓発すること。
- (3) 老朽化が著しい警察署について、建て替えなど抜本的な改善を図ること。**(重点)**

2. 交通安全対策

- (1) 道路環境の変化に対応した信号機、道路標識の新設整備を図ること。
- (2) 耐用年数を経過した信号制御器の更新や、信号灯器のLED化を図ること。
- (3) 老朽化した交通管制システムの高度化更新を図ること。
- (4) 交差点における緊急車両の安全通行を可能とするシステムの導入を検討すること。
- (5) 高齢運転者対策の充実を図ること。
- (6) 登下校時の交通事故を防ぐために、通学路の総点検を行い、横断歩道の設置、通学時間帯の交通規制（ゾーン30の設置）など必要な措置を講じること。

3. 犯罪被害者支援の強化

犯罪被害者・被害者家族に対し、相談体制を強化するなど、支援策の充実を図ること。

＜再掲：総合政策局＞P3

4. 捜査の適正化と可視化の導入

警察の捜査の適正化を図ると同時に、取り調べの可視化を導入すること。

5. その他

障がい者福祉充実の観点から、県として法定雇用率達成以上の障がい者雇用を進めること。＜再掲：経営管理部、教育委員会＞ P6 P21

＜企業局＞

1. 県営水道事業の抜本的見直しと受水団体の負担軽減

- (1) 西部水道の協定単価を引き下げ、協定水量を見直すこと。
- (2) 耐用年数を経過した水道管については、耐震性能を強化した管に速やかに更新を図ること。また、西部水道の送水管路の耐震・老朽化対策を前倒しで進めること。
- (3) 境川ダムのも未利用水について、将来の水需要の減少を踏まえて、有効活用を検討すること。
- (4) 受水団体と協議し、東部水道事業の見直しを促進すること。

2. 和田川水道の管路の老朽化対策

和田川ダムから和田川浄水場（上水・工水）までの管路（トンネル部約2 km）の点検調査を踏まえて、老朽化対策など必要な対策を講じること。（重点）

3. その他

- (1) 固定価格買い取り制度の適用とならない15発電所の電気料金については、50年以上経過した発電所のリプレースを考慮したものとなるよう努めること。
- (2) 地熱発電所の開発の進捗状況について、公表すること。また、開発に際しては自然環境に十分配慮し進めること。
- (3) グリーンニューディール政策について研究し、再生可能エネルギーを軸とした産業構成への転換に向けて貢献すること。（新規）